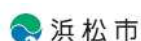


浜松市環境配慮指針

「浜松市環境配慮指針」は、浜松市環境基本条例第 8 条に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造を行うため、本市において環境に影響を与えるおそれのある各種開発事業を実施する際の環境配慮の基本的考え方や環境関連情報を集約するとともに、開発事業地の環境特性や開発事業の特性に応じた環境配慮の具体的な手法を示し、環境と調和のとれた開発を誘導するための指針として平成 27 年 3 月に策定しました。

「浜松市環境配慮指針」の詳細は、「浜松市環境配慮指針手引書(改定版)」をご覧ください。



1 環境配慮の基本的考え方

指針の対象とする環境要素は、「生活環境」「生物多様性」「快適環境」「地球環境」とします。

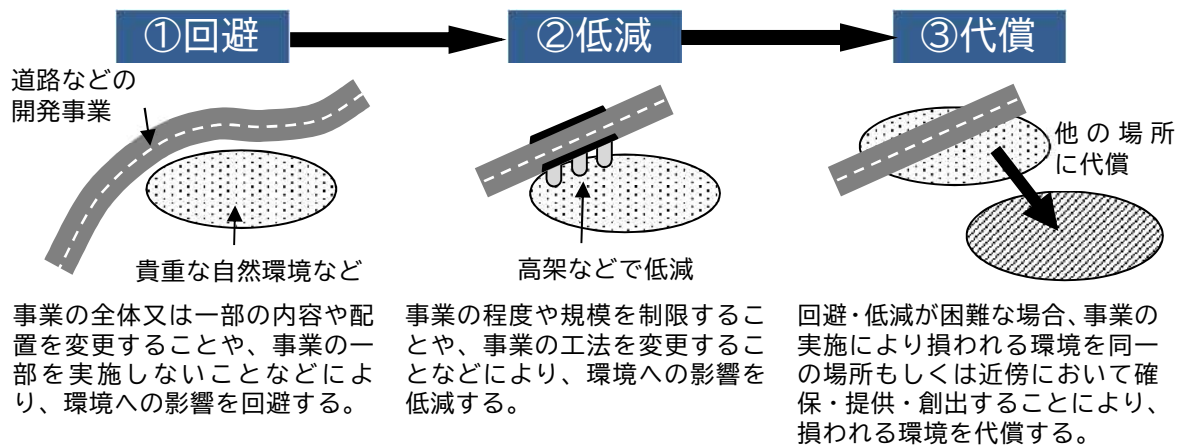
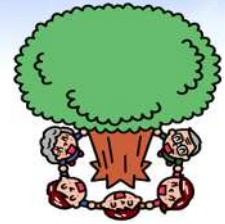
環境配慮の基本的考え方として、土地利用区分別の配慮、上記の各環境要素の特性や環境配慮の観点などを以下に示します。開発事業に対する環境配慮を検討する際には、これらの考え方を事前に確認してください。

環境要素等	各環境要素等の特性や環境配慮の観点	
土地利用	土地利用区分別の配慮	□森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、市街地、その他の土地利用区分に応じた配慮
生活環境	大気環境への配慮	□大気汚染防止法・悪臭防止法の遵守
	水環境への配慮	□水質汚濁防止法の遵守
	土壌環境への配慮	□土壌汚染対策法の遵守
	騒音・振動への配慮	□騒音規制法・振動規制法の遵守
生物多様性	動植物の生息・生育地の保全の考え方	□保護区域の設定による配慮 □動植物の生息・生育地の望ましい配置
	貴重種等への配慮	□静岡県版レッドデータブックの保護方針 □天然記念物(動植物)の保護 □保存樹・保存樹林の保護
	地域を特徴づける生態系への配慮	□生態系の考え方(上位性・典型性・特殊性)の確認 □自然環境特性による地域区分の概況の確認 □注目すべき場所の確認
快適環境	景観への配慮	□本市の特性にふさわしい良好な景観への配慮 □眺望景観(主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観)への配慮
	人と自然との触れ合いの活動の場への配慮	□人と自然との触れ合いの活動の場の消失・改変及びその利用性・快適性への配慮
	歴史・文化的遺産への配慮	□名勝、天然記念物、文化的景観の保護
地球環境	省資源・省エネルギーへの配慮	□省エネルギー技術の積極的導入 □再生可能エネルギーの利用促進

2 環境保全措置の考え方

開発事業により環境に影響を与えることが想定される場合、まずその影響を「回避」し、回避できない場合は「低減」することを検討します。回避・低減が不可能な場合は、移植などの「代償」行為を行うことによって環境影響を緩和します。

開発事業による環境影響は、この考え方に則り、①回避、②低減、③代償という優先順位で検討することが望めます。



3 対象とする開発事業

指針では、公共事業、民間事業の区別に関わらず、市内で実施される事業のうち、以下の表に示す9区分の事業を対象とします。対象となる事業規模は「浜松市環境配慮指針手引書(改定版)」を参照してください。

なお、対象事業規模に満たない各種事業についても、できる限り指針の内容を参考にし、貴重種の生息・生育地などの情報(「4開発事業地の情報の確認」項目参照)が開発予定地に存在する場合は、積極的に環境配慮を実施するように努めてください。



事業区分	事業内容	事業区分	事業内容
(1)交通基盤整備事業	道路の建設	(5)公園整備事業	公園の建設
	鉄道の建設	(6)上下水道施設整備事業	上水道浄水施設の建設
(2)河川・港湾整備事業	河川の整備		下水道終末処理施設の建設
	用排水路の整備	(7)廃棄物処理施設整備事業	ごみ処理施設の建設
	海岸の整備		し尿処理施設の建設
	ダムの建設		最終処分場の建設
	放水路の建設		産業廃棄物中間処理施設の建設
	埋立・干拓	(8)土砂採取・残土処理事業	土砂の採取
	マリーナの建設		残土の処理
(3)農用地整備事業	農用地の造成	(9)発電事業	火力発電所(バイオマス発電、廃棄物発電を含む)の建設
(4)面整備事業	土地区画整理		水力発電所の建設
	住宅地の整備		風力発電所の建設
	商業・業務施設の建設		
	工場・事業場の建設		
	レクリエーション施設の建設		
	面整備事業のいずれか2項目以上を1事業として行う土地の造成		

※環境影響評価法及び静岡県環境影響評価条例、浜松市環境影響評価条例の対象事業、緊急を要する災害防止・復旧等の事業は除きます。
※土地造成を伴う太陽光発電所の建設は、「(4)面整備事業」として指針の対象とします。

4 開発事業地の情報の確認

開発事業を実施する際は、生活環境の保全だけでなく、生物多様性の保全、快適環境資源の保全・活用、地球環境の保全に努めながら、事業を進めなければなりません。以下の表を参考に、開発事業地及びその周辺の環境特性を確認してください。



項目	確認内容		資料名など	担当関係課	
土地利用	土地利用の状況	森林地域、農村地域、河川・湖沼・海岸、市街地	□国土数値情報(土地利用)★	国土交通省	
生物多様性	貴重な動植物の生息・生育地	貴重種の生息・生育状況	□浜松市動植物データベース【非公開】(市環境政策課で情報提供可能) □生物多様性はままつ戦略 □自然環境保全基礎調査(生物多様性情報システム) □まもりたい静岡県の野生生物(県版レッドデータブック)	市環境政策課 市環境政策課 環境省 県自然保護課	
		天然記念物(動植物)	□浜松市文化財分布図 □指定文化財(天然記念物)★	市文化財課	
		保存樹・保存樹林	□保存樹・保存樹林★	市緑政課	
		地域を特徴づける生態系	注目すべき場所 □生物多様性はままつ戦略★	市環境政策課	
	快適環境	主要な眺望点・景観資源・主要な眺望景観	名勝・天然記念物(動植物以外)	□浜松市文化財分布図 □指定文化財(天然記念物)★	市文化財課
景観資源			□自然環境保全基礎調査(自然景観調査)(生物多様性情報システム) □浜松市景観形成基本計画 □新・浜松の自然 100 選(地形・水・緑・歴史文化に関わる自然)★ □音・かおり・光資源百選	環境省 市土地政策課 市環境政策課 市環境保全課	
主要な人と自然との触れ合いの活動の場			自然観察ポイント	□ふるさとの自然・西部編★	県環境ふれあい課
			自然歩道	□東海自然歩道★	県観光政策課
		公園・緑地	□都市公園・緑地位置図★	市緑政課	
歴史・文化的遺産の所在地		その他	□新・浜松の自然 100 選(地形・水・緑・歴史文化に関わる自然)★ □音・かおり・光資源百選	市環境政策課 市環境保全課	
		名勝・天然記念物(装飾物を除く)・埋蔵文化財包蔵地	□浜松市文化財分布図	市文化財課	
			歴史・文化遺産	□新・浜松の自然 100 選(歴史文化に関わる自然)★	市環境政策課

注) ★印は「浜松市環境配慮指針手引書(改定版)」の環境情報図に掲載されているもの。

5 開発事業別の環境配慮事項の選定

環境配慮事項の選定は、開発事業地及びその周辺の特性(土地利用、特に配慮すべき場所)を確認し、「浜松市環境配慮指針手引書(改定版)」に掲載している、対象事業別の環境配慮事項及びその具体的な参考手法を示した環境配慮チェックシートを確認します。

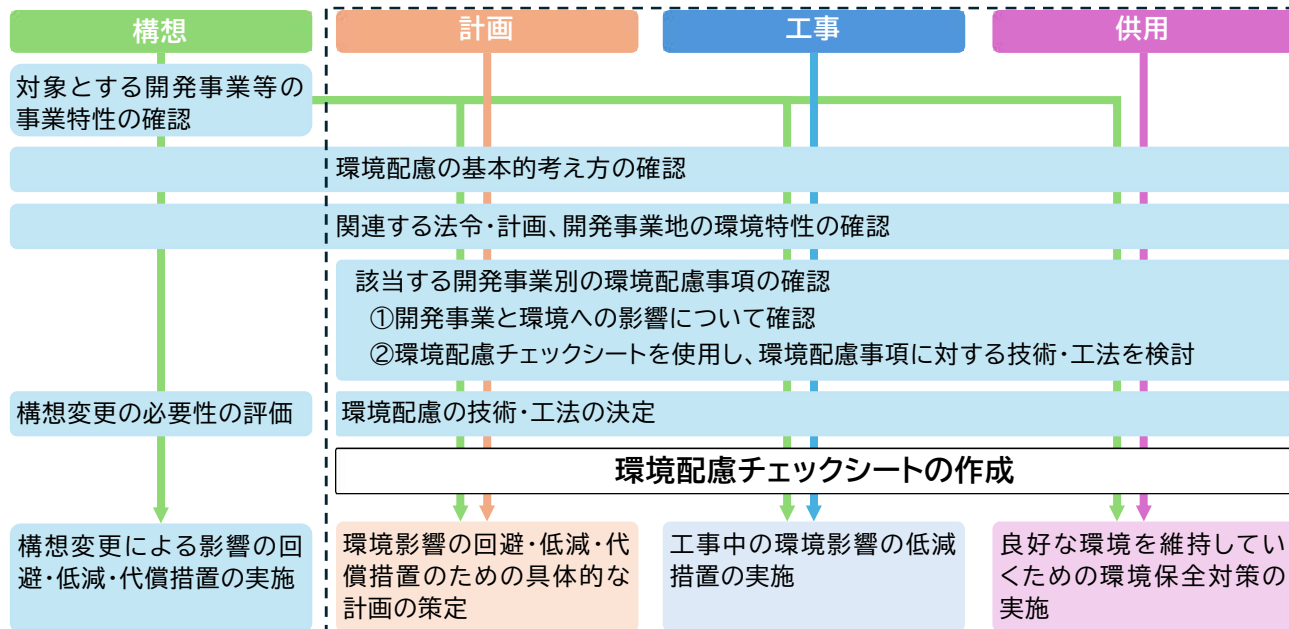


環境要素	配慮事項
共通	環境に配慮した計画・工事の検討や工程管理
生活環境	A 市民が安全・安心に暮らせる生活環境の創出
生物多様性	B 動植物の生息・生育地の保全(守る)
	C 動植物の生息・生育地における連続性の確保(つなげる)
	D 動植物の生息・生育地の保全・創出(もどす)
	E 地域性種苗による緑化・外来種の拡散防止(抑える)
	F 景観の保全・創造
	G 人と自然との触れ合いの活動の場の保全・創造
	H 歴史・文化的遺産の保全
	I 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用・資源の有効利用
	J 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用
	K 資源の有効利用
地球環境	

6 環境配慮の実施手順



開発事業の実施にあたっては、事業・環境特性を踏まえ、「計画」「工事」「供用」の各段階において、環境配慮事項の抽出、環境配慮のための具体的方策の検討を行い、その結果に基づいて作成した環境配慮チェックシートを市に提出します。事業実施の際は、環境配慮チェックシートにしたがい、環境配慮を行います。



7 事業者の皆様へ

環境配慮の基本的考え方、開発事業地の情報、環境配慮の方向、開発事業別環境配慮事項やその参考手法（環境配慮チェックシート）の詳細は、「浜松市環境配慮指針手引書」（下記の市 Web サイト参照）をご覧ください。



事業者の皆様には、指針の趣旨を十分に理解していただき、積極的な環境配慮をお願いします。

なお、指針で示す開発事業を実施する際の環境配慮事項については、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づいて、必要な指導・助言をしていきます。

■浜松市環境基本条例（第 6 条） ※浜松市環境基本条例では、第 6 条で事業者の責務が規定されています。（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、第 3 条に定める基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、公害の防止、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する必要な措置を自ら積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

■浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱

浜松市内において、原則として、市街化区域で2,000㎡以上、市街化調整区域で5,000㎡以上、都市計画区域外で2,000㎡以上の土地利用事業（建築物や工作物の新築・改築など）を行う場合は、事前に市長の承認が必要です。この制度は、施行区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって住民福祉の向上と市の均衡ある発展に資することを目的としています。

【問合せ先】

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1-10

TEL：053-453-6146 FAX：050-3606-4345

E-Mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

市 Web サイト：https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/

令和 7 年 3 月発行